

国の栄典及び表彰等の上申要領について（通達）

平成元年 10 月 20 日  
陸幕人計第 322 号

改正 平成 6 年 9 月 12 日陸幕人計第 272 号 平成 14 年 3 月 29 日陸幕人計第 108 号  
平成 18 年 7 月 26 日陸幕法第 127 号 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号  
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 20 年 3 月 25 日陸幕人計第 157 号  
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 22 年 3 月 23 日陸幕人計第 185 号  
平成 23 年 3 月 30 日陸幕人計第 193 号 平成 27 年 3 月 25 日陸幕人計第 179 号  
平成 29 年 3 月 24 日陸幕人計第 161 号 平成 30 年 3 月 27 日陸幕人教第 192 号

陸上総隊司令官

各方面総監

各部隊長 殿

各機関の長

陸上幕僚長

（例規 32）

国の栄典及び表彰等の上申要領について（通達）

（人計定第 204 号）

標記について、下記により実施されたい。

なお、陸幕総第 390 号（46. 4. 7）「国の栄典及び表彰等の上申要領について（通達）」（例規 32）は、廃止する。

記

第 1 叙位及び叙勲

1 叙位及び叙勲の推薦候補者

叙位及び叙勲の候補者の上申は、次に掲げる場合に該当する者について行うものとする。ただし、栄典を授与されることがふさわしくないと認められる事由があるものを除く。

（1）叙位

ア 3 等陸尉以上の階級（死亡に際し、昇任した者を含む。）にあって、在職中又は退職後に死亡した者

イ 准陸尉の階級にあって、20 年以上勤務し、在職中又は退職後に死亡した者

ウ 行政職俸給表（一）5 級又はこれに相当する官職以上の官職にあって、在職中又は退職後死亡した者

エ 行政職（一）4 級以下の官職又はこれに相当する官職にあって、3 5 年以上勤務し、在職中又は退職後死亡した者

(2) 叙勲

ア 陸曹長（退職時に特別昇任した者を除く。）以上の階級にあつて、在職中又は定年（勸奨、定年特例）退職後に死亡した者

イ 行政職俸給表（一）5級（相当を含む。）以上の階級にあつて、在職中又は定年（勸奨、定年特例）退職後に死亡した者

ウ 任務遂行中、公務に起因して死亡した場合で、その功績が顕著であつた者

エ 風水害、地震あるいは火災等の非常災害に際して、てい身救護、防災復旧等に尽力し、その功績が顕著であつた者

オ 内閣府賞勲局から示された春秋の叙勲基準に該当した者

カ 内閣府賞勲局から示された危険業務従事者叙勲基準に該当した者

2 叙位又は叙勲の有資格者が退職する際の処置

(1) 推薦候補者に対する叙位又は叙勲の申出の周知徹底

退職する隊員の所属する部隊又は機関の長は、叙位又は叙勲の有資格者が定年（勸奨、定年特例）退職する場合は、退職者に栄典制度の趣旨を徹底し、「叙位叙勲について」（別紙第1）及び「自衛隊を退職された隊員家族の皆様へ」（別紙第2）を交付し、次の事項を家族等に周知させる処置を講ずる。

ア 叙位又は叙勲の申出は、努めて死亡日を含め5日以内に行う。

イ 申出は、防衛省の各機関及び部隊等のいずれでもよい。

ウ 申出には、原則として「叙位叙勲について」及び「死亡診断書（写）又は死体検案書（写）」が必要である。

(2) 功績概要の作成及び保管

最終補職（付配置及び教養幹部を除き1年以上在職の補職）の部隊又は機関の長は、前項の推薦候補者が退職する場合、上書類作成の基礎資料として、最終補職間の功績の概要（別紙第3）を作成し、陸上自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官等の人事記録の細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第32—10号）第2条及び事務官等の人事記録の細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第21—12号）第3条の規定に基づき、記録書類入れに保管する。

3 叙位及び叙勲の上申手続

(1) 在職中の隊員の死亡に係る上申手続

部隊等の長は、所属隊員が死亡し、第1項に規定する叙位及び叙勲に該当する場合には、直ちに陸上総隊司令官、方面総監及び陸上幕僚長に死亡連絡票（別紙第4）により通報するとともに、死亡日を含め10日以内（当該死亡日を含む。）に、順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

(2) 在職中の隊員の公務及び非常災害に係る上申手続

在職中の隊員に係る第1項第2号ウ又はエに該当する場合の上申手続は、その都度示すところにより行う。

(3) 退職者の死亡に係る上申手続

ア 叙位又は叙勲の申出の受理

部隊等の長は、遺族等から叙位又は叙勲の申出若しくは通報を受けた場合は、当該部隊等における在職の有無にかかわらず受理するものとし、直ちに事実確認を行い、陸上総隊司令官、方面総監及び陸上幕僚長に死亡連絡票（別紙第4）により通報する。

申出は、原則として「叙位叙勲について」の提出によるものとみなす。ただし、遺族等から「叙位叙勲について」の提出を受けず、単に死亡連絡を受けた場合も、提出があったものとみなし通報する。

イ 退職者の死亡に係る上申者

退職者の死亡に係る叙位及び叙勲の上申は、陸上幕僚長が行う。

(4) 上申書類等

ア 功績調書及び履歴書等の作成

陸上総隊司令官、各方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、陸上幕僚長の指示により、功績調書（別紙第5）及び履歴書（別紙第6）を作成し、必要に応じ死亡状況報告書（別紙第7）、会社の規模及び事業概況等調（別紙第8）、団体の規模及び事業概況等調（別紙第9）、栄典関係協議書（別紙第10）を作成し、陸上幕僚長に送付する。

イ 公文書等の取得

駐屯地業務隊長（駐屯地業務を担当する部隊等の長を含む。）、地方協力本部長又は部隊等の長は、陸上幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監又は防衛大臣直轄部隊等の長の指示により、死亡診断書（写）又は死体検案書（写）並びに除籍抄本及び刑罰等調書等の公文書（正本各2通）を取得し、書留速達により陸上幕僚長に送付する。

ウ 死亡連絡票チェックシートによる確認

部隊等の長は、死亡連絡票の作成に当たっては、死亡連絡票チェックシート（別紙第11）による確認を行い、当該チェックシートを陸上幕僚長に送付する。

(5) 春秋及び危険業務従事者の叙勲基準に該当した者の上申

退職者に係る第1項第2号オ及びカによる叙勲上申手続は、陸上幕僚長が行う。

(6) 上申の際の留意事項

上申に当たっては、推薦候補者としての上申であることから、受章の確約等をしないように留意する。

4 栄典業務担当者

部隊等の長は、栄典業務担当者（必要に応じ正副複数）を指名し、栄典業務に遺漏のないよう隊員に対する栄典教育の実施、課業外の受付体制の整備等の栄典業務を一元的に実施させ、また、栄典業務担当者交代の際は栄典業務引継書（別紙第12）により、確実な引継ぎを実施させる。

第2 褒章

1 褒章の種類及び対象者

(1) 紅綬（じゅ）褒章

自己の危険を顧みず、人命を救助した者

(2) 緑綬褒章

徳行卓絶な者

(3) 黄綬褒章

業務に精励し、衆民の模範である者。ただし、功績の内容が科学技術に関するものについては、別に示す。

(4) 紫綬褒章

学術、芸術上の発明、改良及び創作に関し事績の著明な者。ただし、功績の内容が科学技術に関するものについては、別に示す。

(5) 藍（らん）綬褒章（資格基準）

ア 自衛官募集相談員として自衛隊員の募集又は自衛隊の医療（へき地部隊の医療）に20年以上協力した者で、次に該当する者

ア 当該功勞により防衛大臣表彰を受けた者

イ 過去に藍綬褒章を受けたことのない者

イ 功績の内容が科学技術に関するものについては、別に示す。

(6) 紺綬褒章

公益のために私財を寄附し、功績顕著な者

2 褒章の上申手続

(1) 部隊等の長は、褒章の候補者として推薦に値する者があると認めた場合には、次の各号に示す時期までに戸籍抄本、刑罰等調書正本各1通とともに、別に示す功績調書及び履歴書の様式により各4部作成し、順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

ア 前項第1号から第4号まで及び第6号についてはその都度。

ただし、功績の内容が科学技術に関するものについては、別に示す時期とする。

イ 前項第5号アについては、当該年度の2月15日まで。

ウ 前項第5号イについては、当該年度の2月25日まで。

(2) 上申書の作成に当たっては、経歴等の確認を慎重に行うとともに、本人に受章の確約をしないように留意する。

第3 内閣総理大臣等の表彰

1 表彰の種類及び基準

(1) 表彰の基準

ア 内閣総理大臣表彰

イ 防災功勞者表彰

ウ 科学技術分野の文部科学大臣表彰

(2) 表彰の基準

別に示す。

2 表彰の上申手続

部隊等の長は、前項の表彰に該当するものがある場合には、それぞれ順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

## 叙位・叙勲について

自衛隊員として勤務され、在職中の功績と一定の要件が満たされた方は、叙位叙勲の詮議対象としております。万一御不幸が発生した場合は、御遺族の申出によって、死亡日から検討を進めることとなりますので、第一報を裏面に記載している最終部隊等又は最寄りの防衛省各機関・部隊等への連絡をお願いします。

- ・死亡日を含め5日以内の申出をお願いします。
- ・御家族等への申出の周知徹底をお願いします。

死亡者の叙位叙勲については、死亡日から30日以内に全ての手続を完了しなければならず、これを過ぎますと叙位叙勲が受けられなくなります。

この期間は、必要な手続の一応の目安ですが、努めて速やかに申出をお願いします。

また、生存者に対する叙勲については、在職中の功績に応じて、一定の年齢と要件を満たされた方の中から防衛省において候補者を選考して手続をいたします。

よって、退職後に住所変更等された方は、申出ください。

万一御不幸の際は、下記事項を記入してください。

<b>※</b> 最終部隊等名 (駐屯地名・電話番号)	(                      ☎                      )	防衛省退職後の職歴 (勤務先の所在地・職名を古い順に明記)	
<b>※</b> 最終階級・級		年 月 日	履 歴 事 項
<b>※</b> ふりがな 氏 名 ( 生 年 月 日 )	(                      年 月 日 )		自： 至：
本 籍			自： 至：
現 住 所			自： 至：
<b>※</b> 入隊年月日	年 月 日	<b>※</b> 退職年月日	年 月 日
遺 族	住 所	〒	
	氏 名		
	続 柄		
	電話番号		
			自： 至：

- 1 この申出を行う場合は、死亡診断書(写)又は死体検案書(写)2通を添付してください。
- 2 この申出を受けた各機関・部隊等は、直ちに各方面総監部栄典専門官又は陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課服務室栄典担当者に電話等により連絡のこと。
- 3 ※欄は、交付時各機関・部隊等で記入のこと。

規格：A列5番

自衛隊を退職された隊員御家族の皆様へ

## 叙位及び死亡叙勲について

～死亡日を含め5日以内の申出を～

自衛隊員として勤務され、在職中の功績と一定の要件が満たされた方は、叙勲の対象となっております。

特に、死亡叙勲につきましては、御遺族からの申出によって手続きを進めることとなりますが、手続期間が限られており、この期間を過ぎますと叙勲が受けられなくなりますので、万が一御不幸が発生いたしました場合には、死亡日を含め5日以内に最寄りの防衛省各機関、部隊等へ御一報いただくとともに手続等についてお問い合わせ下さい。

退職時に御本人にお渡ししている「叙位・叙勲について」においても、申出は死亡日を含め5日以内としているところです。

生前の功に報い、栄典の機会を失することのないよう確実な事務手続を実施するため、死亡日を含め5日以内の申出をお願い致します。

規格：A列5番

元の功績概要

部隊等名

---

元 元 (昭 . . 生)

としての功績 (最終補職)

(昭 . . ~同 . . までの間在職)

1.

2.

3.

4.

5.

死亡連絡票

【第報】#1 / #2 / #3 / #4 / #5 /

台帳番号 \_\_\_\_\_

(発信) 平成 年 月 日 (発信者)

所属	元				
階級	元		退職年月日	昭和 年 月 日	
ふりがな 氏名			入隊年月日	昭和 年 月 日	
			生年月日	昭和 年 月 日 ( 歳)	
死亡日時	平成 年 月 日		死 因		
	午後 時 分				
死亡場所					
本籍					
現住所	〒 _____ (電話)				
通報者	氏名			(連絡先)	
遺族 (伝達先)	氏名(続柄)			(住所) (電話)	
	栄典申出の有無			伝達依頼の有無	
退職後の 職歴等	就 業 先 等	所在地	身分等	勤 務 期 間	
刑罰等調書		戸籍(除籍)抄本		死亡診断書	
担当		担当		担当	
前 叙				その他付属文書	
叙位	正・従 位	( 年 月 日)	No.		
叙勲	旭・瑞	( 年 月 日)	No.		

連絡先：

(注意事項)

1 栄典については、故人の在職中の勤務ぶりのみならず、退職後の経歴(役員、公団職員、更生保護司、民生委員、企業経営者(自営業を含む)等)の状況や死亡に至る経緯など様々な観点が考慮されるので、職歴欄は、漏れないよう注意すること。ご遺族にすべての職歴を確認し、無職であれば「無職」と記載する。

2 未確認事項については、ご遺族確認後、続報として必ず報告すること。

3 最終報告の際には、ご遺族に記載事項の誤りがないか照会の上、死亡連絡票チェックシートを作成し速やかに報告すること。

平成 年 月 日 遺族 様 照会済み 部隊・担当名 \_\_\_\_\_



功 績 調 書

元陸上自衛隊

元

昭 和 年 月 日 生

履 歴 書

位勲学位		ふりがな 氏 名	
生年月日	昭和 年 月 日	旧 氏 名	
本 籍			
現 住 所	〒		
年 月 日	履 歴 事 項	官 公 庁 名	
昭和		防 衛 庁	
自昭和 至同		同	
昭和		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
自昭和 至同		同	
自昭和 至平成		同	
自平成 至同		同	
平成	以後戦歴なし 死亡( )	同	
(賞 詞)		同	
昭和	第3級賞詞	同	
同	第4級賞詞	同	

死亡状況報告書

元陸上自衛隊

元

昭和 年 月 日生

会社の規模及び事業概況等調					
企業の名称	所在地	規 模			事業内容その他
		役員構成	資本金	年売上高	
名称： 設立：		役員数： 内訳  従業員数：			

規格：A列4版

団体の規模及び事業概況等調						
団体の名称	法的根拠	規 模				事業内容その他
		会 員 数	活動範囲	役職員構成	年予算額	
名称：  設立：		個人会員数：				

規格：A列4版

## 栄典関係協議書

年次		省庁名	防衛省	番号		
ふりがな 氏名			職名			
協議の日時・方法		平成 年 月 日	口頭 午前・午後 時 分	電話		
協議者の所属 官職氏名						
協議の相手側の 所属官職氏名	担当 ( 〃 - - )					
協議先の 功勞等	勲章・褒賞の 受章資格	叙勲	有・勲等( )	無		
		褒賞	有・勲等( )	無		
		予定有り	予定無しの場合			
		勲章 褒賞 年 春・秋 予定				
協議の結果						
その他参考事項						

## 死亡連絡票チェックシート

所属： \_\_\_\_\_  
階 級： \_\_\_\_\_  
氏 名： \_\_\_\_\_  
死亡日： \_\_\_\_\_

- 1  **【ご遺族の意向】**  
叙位叙勲（以下「叙勲等」という。）について十分遺族へ説明し、遺族に叙勲等の受諾の意向を確認したか？  
※その際、「申出をしても審査の結果、叙勲されない場合もある。」として必ずもらえる等の誤解を与えないこと。  
※確認者は妻、同居の親族等死亡者と関係の近い者で、以後勲章を保管することとなる者から行うこと。
- 2  **【氏名・改姓】**  
氏名の読み方、外字（特殊文字）、改姓の有無について確認したか？  
※出生から死亡までに改姓があるか。養子、婚姻以外は除籍抄本に記載がない場合があり、親等の戸籍抄本により確認をとる場合がある。
- 3  **【死亡年月日（日時）】**  
死亡日及び事故か病死か確認したか？  
※病名は死亡診断書を提出させるので、確認の必要はないが、孤独死（推定死）及び事故死等は、死亡状況報告の作成が必要になる。  
※日没失のある事故死の場合は叙勲等がない可能性がある。
- 4  **【本籍及び住所】**  
本籍及び現住所について確認したか？  
※転居、市町村合併などがあるので、勤務記録によることなくご遺族に確認する。略している場合もあるので可能であれば本籍・住所とも没所に照会すること。
- 5  **【通報者及びご遺族】**  
通報者・ご遺族及び連絡先について確認したか？  
※死亡連絡票の内容を確認した相手方を記載、ご遺族は基本的に勲章等の保管者となる者  
※連絡先は数か月先まで確実に連絡がとれる連絡先を把握しておく。
- 6  **【退職後の職歴】**  
防衛省・自衛隊を退職後の職歴を確認したか？  
※期間（年月日）、社名（正式名称）、所在（都道府県）、役職（役員であれば、簡単な業務内容）また、社名は勤務当時の名称、支店であれば支店名、所在は実際の勤務場所
- 7  **【退職後の公務員歴】**  
防衛省・自衛隊を退職後の公職歴を確認したか？  
※職歴によっては、他省庁からの上申となる場合がある（防衛省から申請できない（他省庁に依頼））ので、退職後、公職に就いたか確実に把握する（議員、市町村職員、教員、公団職員）。
- 8  **【退職後のその他の活動】**  
防衛省・自衛隊を退職後の活動等を確認したか？  
※隊員又は退職後に更正保潔司、民生委員、その他の活動をしていた場合は勲章受章の可能性があるので、活動状況を確認する。
- 9  **【前綴の有無】**  
国から勲章・位記・褒章を賜ったことがあるか確認したか？  
※防衛省・自衛隊入隊前の軍隊経験がある場合（軍歴確認）や春秋叙勲、危険従事者叙勲等
- 10  **【病歴の有無】**  
病歴の確認（死体検案書の場合）  
※死亡状況報告作成時に必要となる。退職後の病歴や普段の生活など簡単に差し支えない。

平成 年 月 日 部隊・担当名：

受理担当者  
の長確認 印

栄典業務引継書

部隊等名 \_\_\_\_\_

申し送り者			申し受け者			引継年月日
階級	氏名	印	階級	氏名	印	